

安芸太田町人権啓発推進プラン

令和4（2022）年3月

安 芸 太 田 町

安芸太田町人権啓発推進プラン

第1章 はじめに	1
第2章 人権啓発の推進方法	2
1 人権一般の普遍的な視点からの取組み	2
(1) 人権に関する基本的な学習の推進	2
(2) 生命の尊さ	2
(3) 個性の尊重	2
(4) SDGsに基づく施策の推進	3
2 各人権課題に対する取組み	3
(1) 女性	3
(2) 子ども	4
(3) 高齢者	6
(4) 障がいのある人	8
(5) 同和問題	9
(6) アイヌの人々	10
(7) 外国人	11
(8) 感染症患者等	12
ア HIV感染者等	12
イ ハンセン病患者・回復者等	13
ウ 新型コロナウイルス感染症者等	13
(9) 刑を終えて出所した人	14
(10) 犯罪被害者等	14
(11) インターネットによる人権侵害	15
(12) その他	16
3 総合的かつ効果的な人権啓発の推進	16
(1) 啓発活動の実施	16
(2) 広報	16
(3) 人権問題に関する町民アンケート調査	17
(4) 職員研修の充実	17
第3章 プランの推進	17
1 推進体制	17
2 連携・協力	17
3 見直し	17

安芸太田町人権啓発推進プラン

平成20年8月策定

平成24年3月改定

平成29年12月改定

令和4年3月改定

第1章 はじめに

安芸太田町人権啓発推進プラン（以下「プラン」という。）は、平成18年3月に策定した「安芸太田町人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的・効果的に推進するための実施計画として、平成20年8月に策定（平成29年12月改定）し、人権啓発の取組を推進してきたところである。

わが国においては、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）において、人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取り組みのほか、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV（※1）感染者・ハンセン病（※2）患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致被害等の各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、更には課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれるとしている。

また、性的指向（※3）や性同一性障害（※4）を理由とする偏見や差別などの人権問題に対する社会的な関心が高まっている。

町は、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ、このプランに基づき、家庭、職場、地域における人権問題の早期解決と、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため人権啓発を推進する。なお、人権啓発の推進にあたっては、町の最上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」等、関連計画と十分な整合性を図りながら、住民と行政が協働して、人権啓発諸施策を総合的に取り組むこととする。

※1 HIV感染： HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているがエイズを発症していない状態

※2 ハンセン病： らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。

※3 性的指向： 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※4 性同一性障害： 生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

第2章 人権啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組み

(1) 人権に関する基本的な学習の推進

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。言い換えれば、誰もが他の人から傷つけられたりすることなく幸せに生きていくことのできる社会、安心して自信を持って、自由に行動できる社会を実現するための権利である。

平成28年に実施した人権問題に関する町民アンケート調査によると、基本的な人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての認知率は、82.1%であったが、「知らない」と答えた人の割合が14.5%を占めており、十分とは言えない状況にある。

このため、憲法を始めとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な学習の推進を目的とした啓発を推進する。

(2) 生命の尊さ

いじめや子ども・高齢者・障がいのある人への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー行為(※1)、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が全国的に後を絶たない。また、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、尊い生命が自殺により失われている。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されている。このため、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する。

(3) 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や社会における横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の視点を真の問題点からそらせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。また、性的指向・性自認に関してなどでは、社会的関心が高まる一方で、無知や謝った知識が新たな差別を引き起こしている。

このため、正しい知識の普及を行い、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重しあうことが大切であるという意識を根付かせていくような啓発を推進する。

※1 ストーカー行為： 好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

(4) SDGsに基づく施策の推進

国連創設 70 周年を迎えた平成 27(2015)年、193 の加盟国が全会一致で採択した「我々が世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げた。

今日の世界においては、気候変動による自然災害、生態系の破壊、国境を超える感染症のグローバル化などの脅威、格差の拡大、貧困に起因するテロリズム、難民問題等、様々な問題に直面している。

人権をよりグローバルに捉えながら、SDGsの「誰一人取り残さない」を基本コンセプトに施策を推進する。

2 各人権課題に対する取組み

(1) 女性

昭和50年の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まる中、「女性差別撤廃条約」の批准、「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」の施行など、各種法律や制度の整備が図られてきた。

本町においても、「安芸太田町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきた。

しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画(※1)が進んでいない状況がある。また、配偶者等からの暴力(DV(※2))、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント(※3)、ストーカー行為など、人権を侵害する事案が生じており、「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられている。

このため、「安芸太田町男女共同参画基本計画」に基づき、男女が互いに人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力が十分発揮できるよう啓発を行う必要がある。

※1 男女共同参画： 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

※2 配偶者等からの暴力(DV)： このプランにおける「配偶者等」とは、「DV防止法」の定義と同義であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実婚)や生活の本拠を共にする交際相手を含んでいる。また、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。

また、「暴力」とは、「DV防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力)を指している。

※3 セクシュアル・ハラスメント： 職場等において行われる性的な言動に対する職員の対応によって、当該職員が仕事をする上で一定の不利益を受けたり、また、そのような言動によって当該職員の就業環境が害されたりすることをいう。

(具体的な取組み)

- ① 家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる生活の場において、各世代に応じた男女共同参画のための啓発を推進する。
- ② 女性の就業機会の拡大と男女が共に働きやすい就業環境の実現のため、子育て支援の充実を図る。
- ③ 政策、方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進める。
- ④ セクシュアル・ハラスメントやDVなどあらゆる暴力の根絶をめざして啓発活動を進め、相談・支援体制の充実を図る。

(2) 子ども

平成元年、国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国も平成6年に批准している。この条約は、人種・性・出身地に関係なく18歳未満の子どもを対象に子どもとしての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指している。

本町においては、平成27年3月に「安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画の取組みを踏まえ、令和2年度を始期とする「第2期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、地域社会をはじめ社会全体で支援していく取組みを推進している。

しかし、本町では、過疎化の著しい進行により、少子化の進行が顕著となり、高齢化とともに大きな問題となっている。

全国的にも、核家族化、地域の間人関係の希薄化が進む中で、周囲から家庭が孤立してしまう状況もあり、育児放棄、児童虐待、子どものいじめなどの発見の遅れにつながるケースが後を絶たない。

また、いじめ・不登校・暴力行為等の問題や、スマートフォンの普及などに伴い、子どもがインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が増加しており、子どもたちが被害を受けるだけではなく、加害者になってしまうケースも生じている。

以上のように、子どもを取り巻く環境も変化し、その対応が図られているが、本町の未来を担う子どもたちの人権が最大限に尊重され、豊かな人権意識を備えた人として健やかに育つ環境づくりを進めるための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 令和2年度に策定した「安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、将来を担う子どもたちが健やかに育つ社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み、育てられる社会を形成していくことを目指す。また、その実施にあたっては、「子どもは一個の人格を持つ(※1)存在である」との認識を一層広め、子どもの権利を尊重したまちづくりを進める。
- ② 地域の子育ての拠点としての保育所や認定こども園、子育て支援センター、児童センターでは、乳幼児や児童、その保護者のみならず、家庭で子育てをしている保護者に対しても施設開放、体験学習、子育てカウンセリング等をとおし、子どもの人権についての啓発に努める。
- ③ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など子育てを支援する取組の充実に努める。
- ④ 児童虐待に対する正しい理解や未然防止の必要性について啓発するとともに児童虐待の早期発見と適切な保護を図る。また、広島県こども家庭センター(※2)など、関係機関との連携を密にし、相談援助体制の充実、虐待の早期発見のネットワーク体制のさらなる充実に努める。

※1 子どもは一個の人格を持つ：平成元年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条例(子ども権利条約)」では、子どもを、人格を持つ一人の人間として認め、原則として大人と同じ権利を保障している。

※2 広島県こども家庭センター：県の機関で、児童虐待、配偶者からの暴力(DV)や児童の発達の状態など、子どもや家庭の問題に対応する総合的な相談支援を担う。

- ⑤ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実に始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底するとともに、その支援体制を整備していく。
- ⑥ 学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、児童、生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう努める。その際、自他の権利を大切にし、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。
- ⑦ 社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、各種講座などによる学習機会の充実に努める。

(3) 高齢者

わが国の人口の高齢化は急速に進んでおり、令和2年10月現在で総人口が1億2,570万人、高齢者割合は28.8%となっている。

本町においても同様に、高齢化が進行し、令和4年3月末現在で5,792人、高齢者割合は52.2%となっており、今後も高齢者割合は上昇していく見込みである。

人は誰でも老いていくものである。人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望んでいることである。

高齢者の中には、長年培った知識や経験を生かして社会活動に積極的に参加する人がいる一方、一人暮らしで家に閉じこもりがちの人や、心身機能の低下により自宅や病院・施設で介護を受けながら生活している人もいる。これらの人々については、ともすれば、孤独死や家族による虐待、施設などでの身体拘束など、人権侵害の状況が発生する恐れがある。また、高齢者が年齢を理由に就労対象から除外されたり、認知症に対する認識不足から高齢者の尊厳が阻害されるという現状もある。

このような中、国においては、「高齢社会対策基本法」に基づく「高齢社会対策大綱」（平成30年2月閣議決定）を基本とし、各種の対策が講じられている。

本町においても、令和3年度から3年間を計画期間とする「安芸太田町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、高齢者の活動・就業、権利擁護と虐待防止対策、総合的な認知症施策など各種の取組を推進している。

今後とも、すべての高齢者が人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって地域で安らぎのある人生を送ることができるよう、高齢者の主体的な生き方を尊重するとともに、高齢者の生活の安定と向上に必要な諸条件の整備とお互いに支え合う地域福祉の推進を図る。

また、すべての町民が高齢者問題を自分自身の問題として捉えるとともに、ノーマライゼーション（※1）の理念のもと高齢者の人権について町民一人ひとりの果たすべき役割を認識し、人権の尊重される社会の実現を目指す。

※1 ノーマライゼーション： 障がいのある人や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ普通な社会であるとの考え方。

（具体的な取組み）

- ① 高齢者がいきいきと暮らせる活力に満ちた長寿社会をめざし、高齢者の生きがいづくりや就労、社会参加の場の確保を図る。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、ボランティア団体を始めとする、地域住民を主体とした自主的な取組やグループ活動などを支援し、地域に住むすべての人々が、社会の一員として互いに支えあって生きていく福祉の推進を図る。
- ③ 高齢者を始め誰もが住み慣れた地域で安心して快適に暮らし、社会参加ができるように、ノーマライゼーション（※2）の理念に基づき居住空間、公共施設、移動手段などの整備を進めるとともに、緊急時の避難体制の具体的な構築や、地域の見守りなどによる防犯体制の充実を図る。
- ④ 要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供するとともに、地域にある各種資源を活用した施策を推進する。

- ⑤ 高齢化の進行に伴い、今後増加が見込まれる認知症について、予防対策に取り組むとともに、認知症についての正しい知識の普及・啓発を促進する。また、成年後見制度（※1）の周知に努める。
- ⑥ 地域包括支援センターを中心とした的確な情報の提供や、相談・支援体制の整備を促進し、相談窓口の強化を図るとともに、高齢者の権利擁護や虐待防止のための取組を進める。
- ⑦ 保健・医療・福祉が連携し、一人ひとりに最適なサービスが提供できる体制整備を行うとともに、地域の人たちと関わりを持ちながら健康に生活できるように地域包括ケアシステム（※2）の確立を図る。

※1 成年後見制度： 認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となった。

※2 地域包括ケアシステム： 地域住民に対し、保健・医療・介護・福祉の各種サービス関係者が連携、協力して地域住民のニーズに応じてソフト、ハードの両面から一体的、体系的にサービスを提供する仕組み。

(4) 障がいのある人

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な、国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しのため、これまで平成23年の「障害者基本法」の改正や平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成22年及び平成24年の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正が行われた。また、平成28年には障がいのある人に対する差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が施行された。

このように国の法律や制度が大きく変わる中、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指し、様々な取組が進められてきた。

本町においては、令和3年3月に「安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、総合的・計画的に障がい者施策を推進している。

しかし現実には、障がいのある人は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が拒まれている状況にある。また、障がいに対する誤った認識や無理解から偏見や差別意識が生じる場合も少なくない。

障がいのある人にとって心地よい社会を実現することは、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者などすべての人にとっても生活しやすい環境や地域社会をつくることにもつながる。

このため、障がいのある人が人権を尊重され、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるような社会を構築するための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 「障害者週間」、「障害者福祉強調月間」、「障害者雇用支援月間」、「人権週間」の周知を図るとともに、これらの機会を生かして障がいに関する理解促進のための広報・啓発などを行う。
- ② 障がいのある人及びその家族、その他の関係者から各種の相談に総合的に応じることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障がいのある人の家族が互いに支え合うための活動の支援等を行う。
- ③ 判断能力が不十分な知的障がい又は精神障がいのある人や高齢者の権利を守ることをできるように成年後見制度の活用など周知を図る。
- ④ 障がいのある人の就業機会の確保と雇用の促進のため普及啓発を図るとともに、関係機関と連携して就労支援から就労後のフォローまで一貫した適切な相談・助言を行う。
- ⑤ ユニバーサルデザイン(※1)へ配慮したまちづくりを進め、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー(※2)化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。
- ⑥ 障がいのある人とのふれあいの機会・地域活動等への参加、集まれる場・居場所づくりのため、行事などへの参加の支援や、ボランティアの育成、コーディネート機能の充実を図る。
- ⑦ 福祉教育実践校の取組みや講演会の開催など、障がいに関する学習の機会を充実する。
- ⑧ 施設、在宅を問わず、障がいのある人の主体的な選択により福祉サービスの利用ができるよう、障がいのある人個々の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図る。
- ⑨ 地域で生活している障がいのある人が安心して生活していけるよう、緊急時の避難体制の具体的な構築や、地域の見守りなどによる防犯体制の充実を図る。

※1 ユニバーサルデザイン： あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※2 バリアフリー： 障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語であり、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、意識上の障壁、文化・情報面での障壁の除去という意味でも用いられる。

(5) 同和問題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な社会問題である。

この問題を解決するために、昭和44年から3度にわたり制定された特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきた。その結果、同和地区の住環境整備等様々な面で存在していた格差は大きく改善されてきたことから、本町も国・県の方針に沿って、特別対策を終了し、平成14年度から一般対策へ移行した。

しかし、同和問題に対する差別意識は依然として存在しており、また、社会の

情報化の中でインターネットを利用した悪質な差別情報の掲載などの問題が発生している。

このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年から施行された。法律では、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策を行うことを求め、その結果として国民一人ひとりの理解が自発的に深まり、部落差別のない社会が実現されることを目的としている。

このような状況を踏まえ、町民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決をめざして、人権尊重思想の普及を図るための啓発を充実する。
- ② 事業主に対して、公正な採用選考や就職の機会均等が確保されるよう啓発を行うとともに、各種研修会への参加を要請する。
- ③ 人権啓発講演会・研修会などの開催や、啓発強調月間や旬間などに合わせて人権啓発ポスター、標語の展示、広報など通じて啓発活動を行う。
- ④ 人権擁護委員等による生活上の各種相談事業や啓発活動等の支援を行う。
- ⑤ 学校・家庭及び地域社会などが一体となって、同和問題の解決に向けた取組を推進していく。
- ⑥ インターネットへの悪質な書き込みをモニタリング（監視）する「インターネット・モニタリング事業(※1)」を実施し、監視による抑止効果を図る。
- ⑦ 住民票の写し等を不正請求及び不正取得を防止するため、「登録型本人通知制度(※2)」の登録を拡充するとともに、広報等を通じて啓発活動を行う。

※1 インターネット・モニタリング事業： 部落差別を特定・助長するものや個人を特定した差別的な誹謗中傷など、インターネット上における差別書き込みに対し、モニタリングを行い、悪質な書き込みに対し、掲示板の管理運営会社などに削除要請を行う。

※2 登録型本人通知制度：住民票や戸籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付したとき、登録者本人にその交付した事実をお知らせする制度。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有している。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の北海道開拓の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められる

ほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められた。

こうした動向等を踏まえ、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組み)

- ① アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現をめざして、人権尊重思想の普及高揚を図る。

(7) 外国人

わが国と諸外国との交流はますます拡大する傾向にあり、本町においても海外からの旅行者や居住する外国人が増加するとともに、その国籍も多様化している。

こうした中、国籍や民族を問わずすべての人の人権やさまざまな文化、生活習慣、価値観などが尊重され、一人ひとりが個性や能力を發揮しながらいきいきと活躍でき、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備が求められている。

しかしながら、外国人の就労に際しての差別のほか、子どもの教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在している。

さらに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ(※1)であるとして大きな社会問題となっており、こうした行為は新たな差別を生じさせかねないもので、町民一人ひとりが外国人の人権について正しい理解と認識を深めていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、本町に居住している外国人が安心して生活できるよう、町民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要がある。

※1 ヘイトスピーチ： 特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族文化、性差などを差別的な意図をもって貶(おとし)め、攻撃する言動。

(具体的な取組み)

- ① 「暮らしの中の国際化」を進め、人権尊重を人類共通の課題として、一人ひとりが暮らしの中の問題として身近なところから行動できるよう、人権意識の高揚を図る。
- ② 外国人住民が、地域社会の一員として地域の多様な活力となるよう、積極的に地域社会へ参加できる体制の充実を図る。
- ③ 外国人労働者の雇い入れに関しては、出入国管理及び難民認定法、労働関係法令、その他の法令に基づいて、外国人労働者の適正な雇用や労働条件が確保されるよう事業主への普及啓発を行う。

(8) 感染症患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等や家族に対する様々な人権問題が生じている。

国においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月施行）を制定し、感染症の患者等の人権を保護するよう規定している。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要なことは言うまでもないが、それとともに、感染症の感染者、患者や回復者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が欠かせない。

ア HIV感染者等

日本のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染者及びエイズ（※1）患者（以下「HIV感染者等」という。）の累計報告数は、平成28年に2万7千人を超え、現在も増加傾向にある。

HIV感染の拡大の背景としては、性行動の活発化、若年化等が挙げられるが報告数の約8割が性的接触によるものであり、感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

しかし、HIV感染者等に対しては、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇などの問題が生じている。

このような状況を踏まえ、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、町民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を踏まえ、「世界エイズデー」などを通じ、感染症に対する正しい理解と知識の普及、感染予防の指導や啓発活動を行う。

- ② 保健所などで行われる匿名で、無料のH I V感染の有無を調べる検査を気軽に受けられるよう啓発活動を行う。

イ ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病は、病気の感染性に対する誤った認識のため、国が度を過ぎた隔離政策をとり、そのために不当な差別を受けたのがハンセン病患者であった。治療後に残る変化などが、差別を助長していた。

らい予防法は平成8年にようやく廃止されたが、この頃には、新しい患者の発生はほとんどなく、被害を受けた多くの患者は高齢化し、社会復帰を困難なものにしている。

このような状況の下、国の損害賠償責任を認める判決が下され、これまでの隔離政策が正された。

また、平成21年4月に施行された「ハンセン病問題基本法」を踏まえ、今後さらに、ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く町民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

※1 エイズ：「後天性免疫不全症候群」のこと。H I V感染を原因として生じた免疫不全の状態、及びこの免疫不全を原因として、様々な日和見感染や、場合によっては悪性腫瘍等が合併した状態のことをいう。

(具体的な取組み)

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などを踏まえ、「ハンセン病を正しく理解する週間」などを通じ、ハンセン病などの感染症に対する正しい理解と知識の普及に努める。

ウ 新型コロナウイルス感染者等

日本国内で令和2年に最初の感染者が確認され全国に広がった新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったため不安や恐怖などを起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化した。このような事例を踏まえれば、特定の感染症に係わらず、町民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発を行う必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症に関しても、感染者やその家族、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発を行う。

(9) 刑を終えて出所した人

本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う。
- ② 全国的な運動である「社会を明るくする運動」の強化月間を中心に啓発活動を行い、周囲の理解と協力の必要性について啓発を行う。

(10) 犯罪被害者等

わが国では、犯罪被害者やその家族等に対する近隣の無責任な噂話や心ない中傷、マスメディアによる過剰な取材などによるプライバシーの侵害や名誉きそんなど、私生活の平穏が侵害され、その結果、被害者等が精神的苦痛を受けるなど、その立場が理解されず、社会から置き去りにされてきた厳しい状況が存在した。

しかし、近年、被害者団体等の積極的な活動や行政と連携した民間被害者援助団体による各種支援活動の活発化により、被害者支援に対する社会的関心が大きな高まりを見せている。

こうした中、平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法」が制定された。また、平成30年に「犯給法施行令」等が改正され、支給制限の緩和や給付金額の増額等が図られた。

このような法制上の動きに呼応して、町民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族の置かれた状況を正しく理解し、人権尊重の視点に立って接することができるよう、人権啓発を進める必要がある。

(具体的な取組み)

- ① 保健・医療・福祉サービス及び居住等に関する相談への対応を行う。
- ② ホームページなど各種広報媒体を活用し、各種制度及び相談窓口の周知等を行う。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、ホームページ、BBS（電子掲示板）（※1）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（※2）などで個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。

※1 BBS（電子掲示板）： 電子掲示板ネットワークを利用して、複数の人がコンピュータで同じWeb ページに読み書きを行うことができる仕組みのこと。業務連絡や友達同士での情報のやり取りに利用される。省略して、掲示板と呼ばれることもある。

※2 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）： 登録した利用者だけが参加できるインターネットのWeb サイトのこと。

「プロバイダ責任制限法」（平成14年5月施行）では、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できることが規定されている。国においては、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削減要請について記載した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用して当該情報の削除をプロバイダ（※1）などに求めている。

また、こうした高度情報通信社会における個人情報の著しい利用の拡大を背景として、国においては、個人情報の保護に関する法律を制定（平成17年4月1日施行）し、個人情報を取扱う事業者の遵守すべき義務が新たに規定された。本町においても、安芸太田町個人情報保護条例（平成16年10月施行）により、町の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図っている。

こうした動向などを踏まえ、行政においては、業務の情報化を推進する中で、インターネットの利用に際してのルールやマナーなどに関する研修の充実を図るとともに、個人情報保護の観点からセキュリティ（※2）の強化を目指す。

また、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため、啓発活動を推進していく。

※1 プロバイダ： インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

※2 セキュリティ： 「戸締り、防犯設備」という意味で、ここではインターネット利用時におけるウィルスなどに対する防御をいう。

（具体的な取組み）

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く町民に対して啓発を行うとともに、関係団体などへの制度の周知・啓発に努める。

- ② 町民や個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の保護に関する正しい理解を深めることが重要であり、そのため広く個人情報保護制度の周知・啓発に努める。
- ③ 安芸太田町個人情報保護条例に基づき、個人情報保護に努める。
- ④ 掲示板の書き込みやホームページなど、インターネット上の情報によって人権が侵害された、若しくは、そうした情報を見かけた場合には、法務局・地方法務局に早めに相談や情報連絡を行うとともに、インターネットモニタリング事業による早期発見とその掲示板の管理ルールに則った削除要請に努める。

(12) その他

これらのほか、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別、ホームレスに対する差別、嫌がらせや暴行・致死傷事件、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故に起因する人権侵害も発生している。人身取引（性的サービスや労働の強要等）の問題についても、重大な人権問題であり、関心と理解を深める必要がある。

こうした人権問題について啓発を行い、さらに、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、啓発の検討を行う。

3 総合的かつ効果的な人権啓発の推進

人権問題は、行政すべての業務と密接につながっており、町民の日常生活全般に直接かかわる課題であるため、あらゆる施策に人権を尊重するという視点を持つことが総合的かつ効果的な人権啓発の推進につながる。

このため、教育、医療を含むすべての行政職員一人ひとりが人権行政の担い手としての自覚を持つことと、地域においては社会の一員として、リーダーとして、人権教育、人権啓発の推進に積極的な役割を担うことも必要である。

(1) 啓発の実施

町民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、その理解を深めるため、人権講演会等の啓発活動を実施する。

(2) 広報

広報安芸太田や町ホームページなどへの情報の掲載や、人権週間等における人権啓発の推進を図る。

(3) 人権問題に関する町民アンケート調査

町では、人権施策の推進に当たっての基礎資料を得ることを目的として、人権問題に関するアンケート調査を実施している。

この調査結果から明らかにされた町民意識の現状とその課題を踏まえ、人権尊重に関する理解がより深まるよう、町民が積極的に人権学習や啓発の機会に参加

できるよう人権セミナーなどを開催し人権施策の推進に取り組む。

(4) 職員研修の充実

職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけて施策の推進にあたることが重要であり、それぞれの職員がその職務内容に応じて人権尊重の視点に立ち職務が遂行できるよう努めるとともに、社会の一員として地域における人権啓発の推進者としての役割が担えるよう、一層の人権意識の醸成を図るため、職員研修の充実に努める。

第3章 プランの推進

1 推進体制

人権啓発は、安芸太田町人権施策推進会議（※1）において、総合的かつ効果的に推進するとともに、全庁的に取り組む。

2 連携・協力

人権啓発の推進に当たっては、国、県、関係機関との連携を強め、町民と協働して取り組む。

3 見直し

社会情勢の変化や動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要が生じた場合は、プランの見直しを行う。

プランの推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

※1 安芸太田町人権施策推進会議： 安芸太田町人権教育・啓発指針に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、副町長を委員長、教育長を副委員長、各課室長等を委員として設置したもの。